

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月25日

【計算期間】 第14特定期間（自 平成24年5月26日 至 平成24年11月26日）

【ファンド名】 UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03-5293-3667

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標とします。

信託金限度額

1兆円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 資産複合に属します。

以下、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
資産複合	株式、債券、不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（除 く日本） 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド ファンド・オ ブ・ファンズ	あり なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング		
不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資 産複合（株式・債 券）（資産配分固定 型））） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型）））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの）及び債券（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの）に投資するもので、複数資産を投資対象とし、組入比率については、固定とする
年12回（毎月）	年12回（毎月）決算する
エマージング	組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「資産複合」としておりますが、当ファンドはファミリーファンドによる投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

3. UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

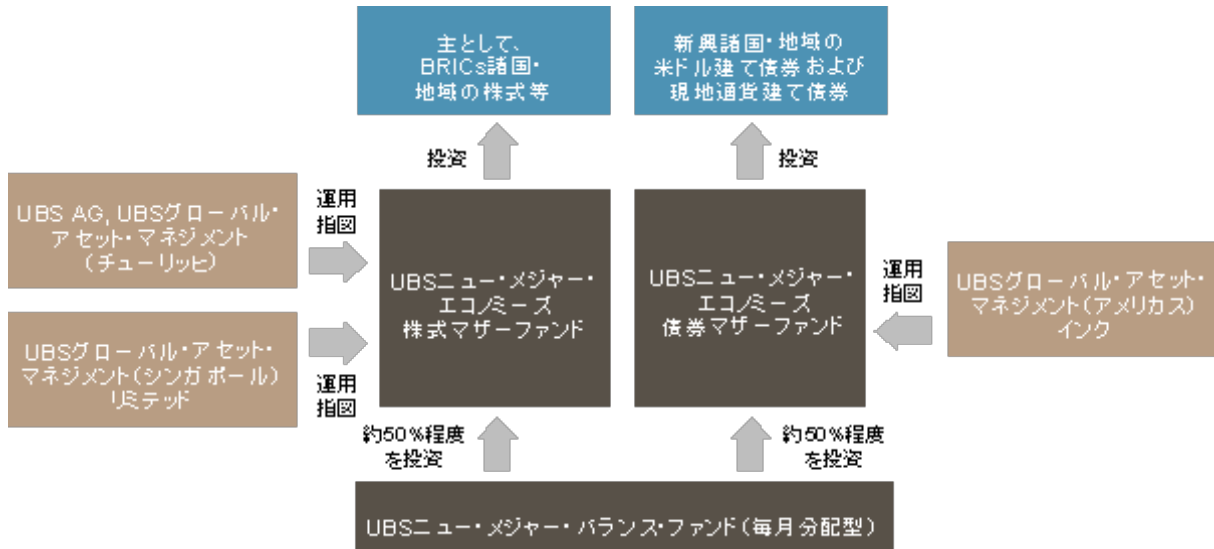
- ・ 委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限を次の通り委託します。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド
 UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）
 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先

名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インク
 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

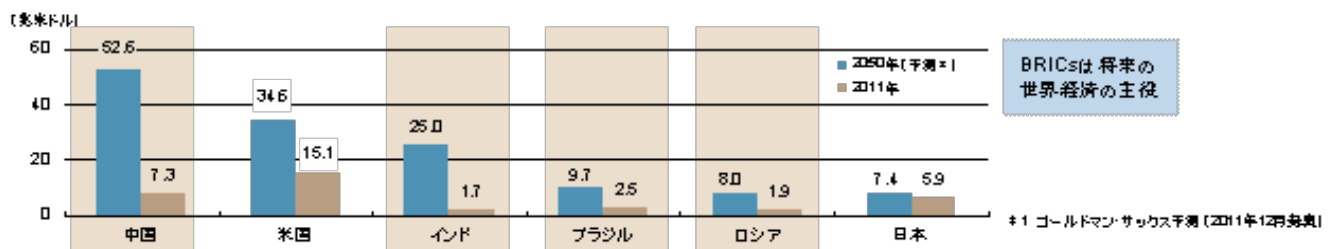


「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の投資対象国であるBRICs諸国の特色等

BRICsとは？

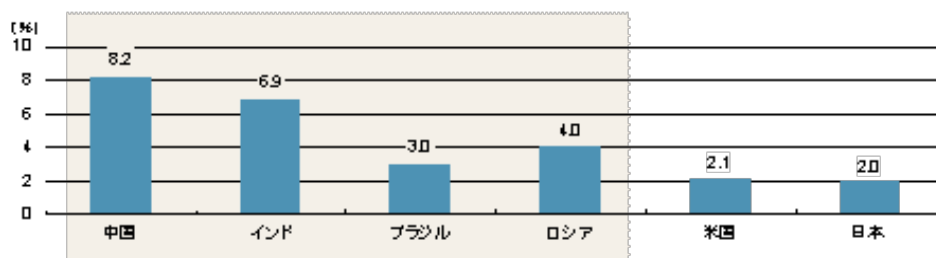
ブラジル(Brazil)、ロシア(Russia)、インド (India)、中国(China)の頭文字をとった4カ国の総称です。2050年のGDP（国内総生産）は4カ国とも日本を上回り、とりわけ中国は世界第1位の経済大国と予測(2011年12月 ゴールドマン・サックス発表)されています。BRICs諸国への投資の魅力は、こうした長期的な経済成長への期待が挙げられます

■ 2050年のGDP予測*と2011年のGDP比較



出所: ゴールドマン・サックス, IMF (World Economic Outlook, April 2012) のデータを元にUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社にて作成

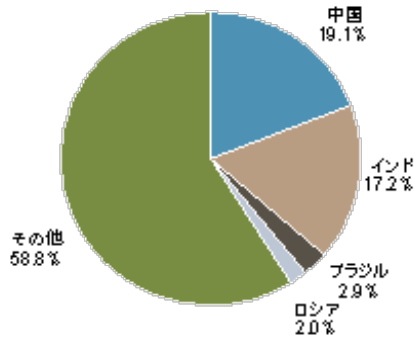
■ BRICsのGDP成長率見通し(2012年)



出所: IMF (World Economic Outlook, April 2012) のデータを元にUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社にて作成

◎世界人口の約41%を占めるBRICs

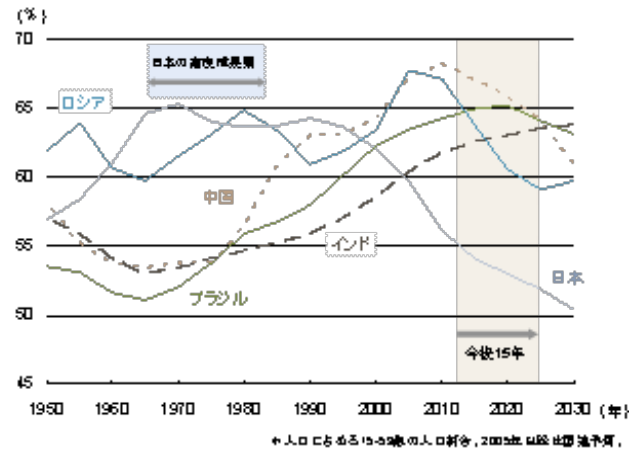
■世界の人口構成(2012年予測値)



BRICsの人口(2012年予測値)
・約29億人 ・世界の約41%

◎日本の高度成長期の水準と匹敵するBRICsの勤労世代比率*

■人口に占める勤労世代比率予測



*人口に占める15-64歳の人口割合、2005年以降は推定予測。

「UBS ニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の投資対象国である新興諸国の特色等

新興諸国とは？

新興諸国とは、一般的に「エマージング・カントリー」と呼ばれ、先進国と比較して経済が発展途上の段階にある国々を指します。一般に、今後の経済成長の可能性が高いと考えられています。これら新興諸国は、BRICsに加え、アジア・東欧などの国々も含まれ、市場開放、海外資本の導入、国営企業の民営化などの経済改革に取組み、海外からの投資先としての魅力を高めています。

主な新興諸国

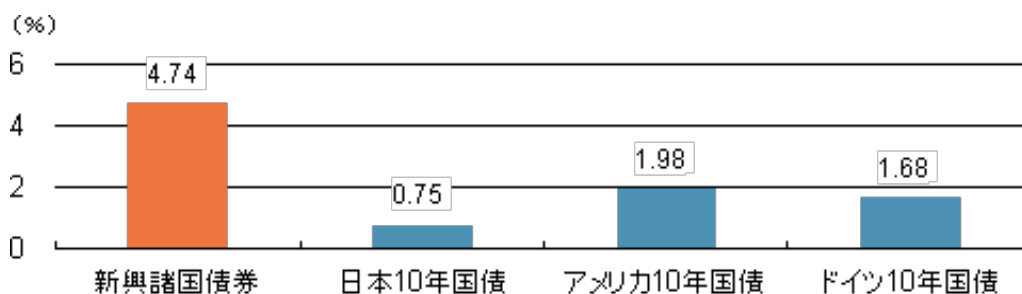
【欧州】
ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ウクライナ 等

【アフリカ・中東】
エジプト、南アフリカ、モロッコ、ナイジェリア、レバノン 等

【アジア】
中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア 等

【中南米】
ブラジル、チリ、コロンビア、ペルー、エクアドル、アルゼンチン、パナマ、ベネズエラ、ドミニカ共和国 等

新興諸国債券と主要先進国国債との最終利回り比較（2013年1月末現在）



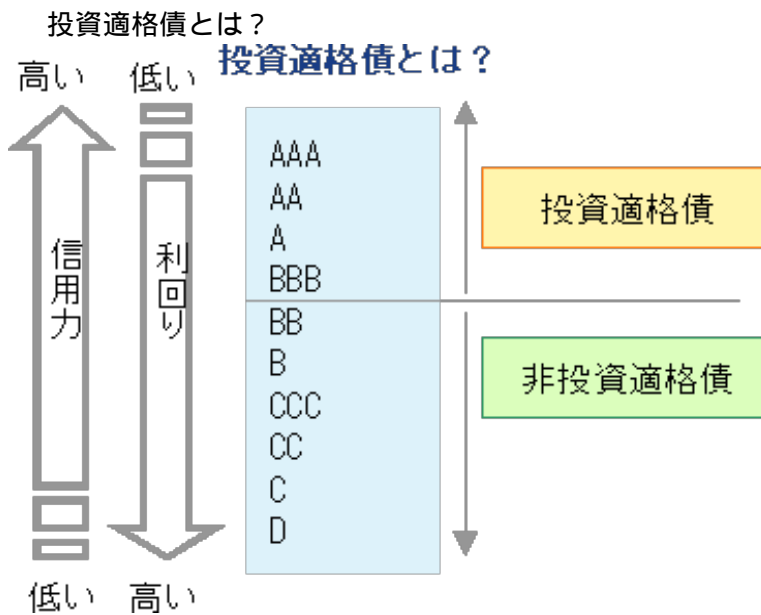
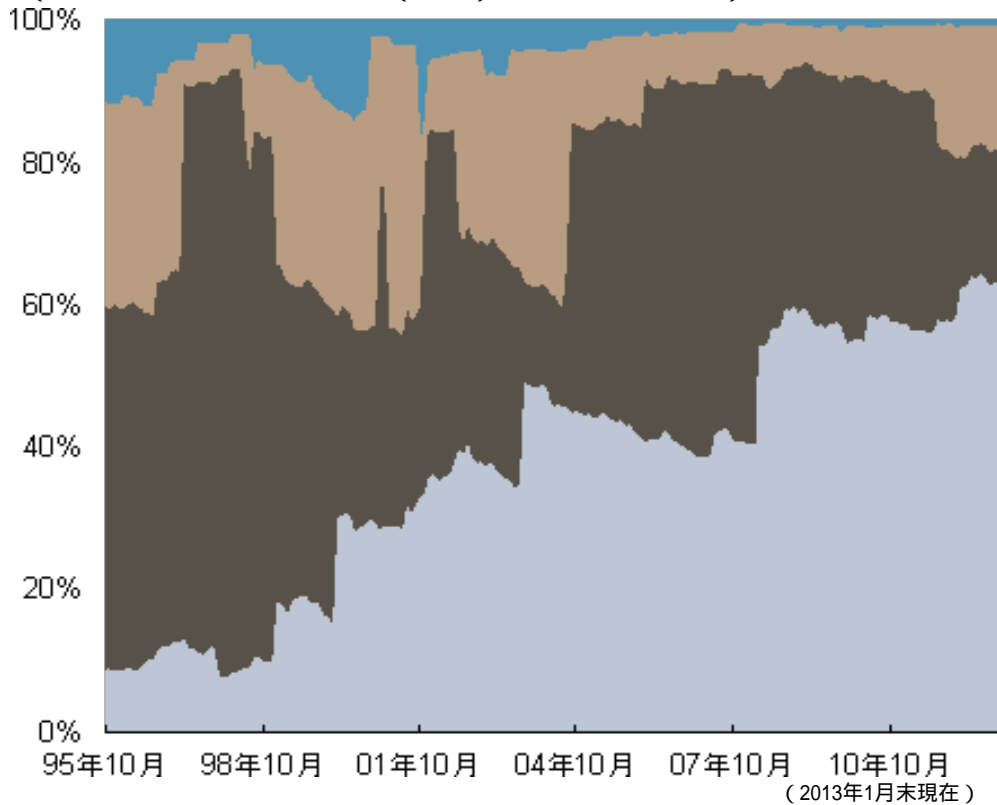
新興諸国債券としてJPモルガンEMBIグローバル(指数)の最終利回りを使用。

出所: JPモルガン、Bloomberg、パークレイズのデータをもとにUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社にて作成

新興諸国債券の魅力として、先進諸国の高格付け債券と比べて高い利回りがあげられます。(一方で、新興諸国の債券は、先進諸国の高格付け債券と比べて、債券価格の変動幅が大きく、債務不履行や支払い遅延のリスクも相対的に高いと考えられます。)

新興諸国債券市場の格付け別構成比率の推移

(JPモルガンEMBIグローバル（指数）の格付け構成比率)



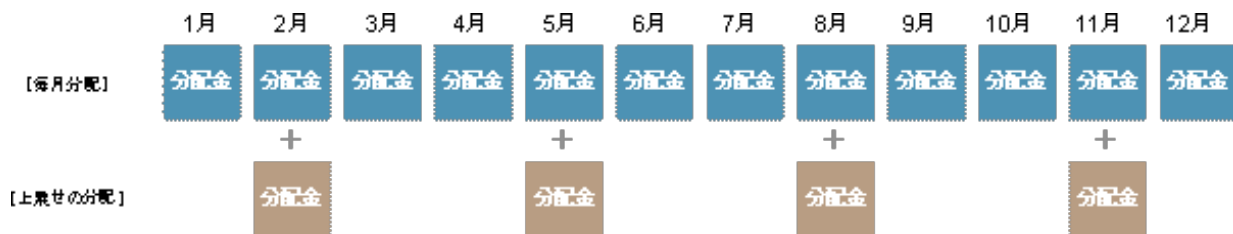
たとえば、スタンダード＆プアーズなど（国際的な格付け機関）の格付けにおいて、BBB格以上の格付けを指します。非投資適格債に比べて利回りは相対的に低いものの、債務不履行や支払い遅延などのリスクは低いとされています。

分配方針

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、主に利子・配当収益を分配原資として収益分配を行います。また、四半期ごと（2月、5月、8月、11月の決算時）に、売買益（評価益を含みます。）を分配原資として、毎月の分配金に上乗せの収益分配を行うことを目指します。

- ・ 分配対象額が少額の場合等には、上記の収益分配を行わないことがあります。

（収益分配のイメージ）



- ・ 2月、5月、8月、11月の決算時には上乗せの分配を目指しますが、株式・債券の価格の下落等により基準価額が下落した場合等には、上乗せの分配を行わない場合があります。

上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引き後無手数料で再投資が可能です。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

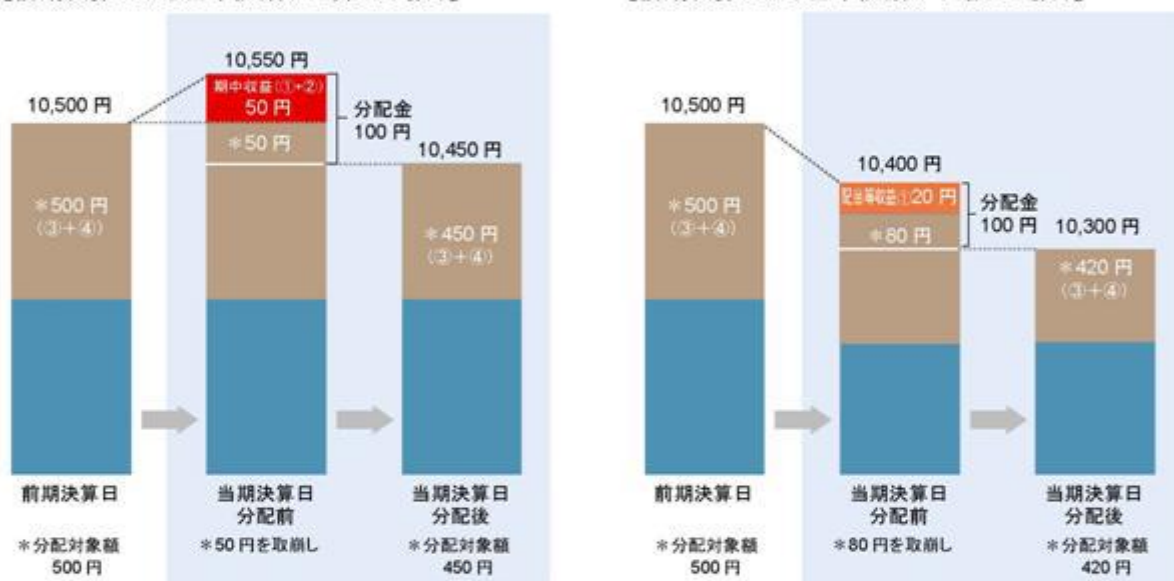


◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

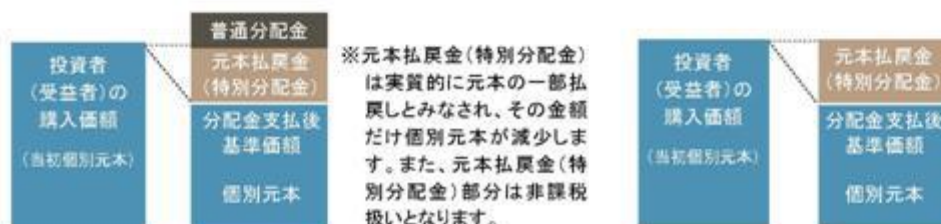
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4手数料等及び税金」をご参照下さい。

3. 外貨建資産につきましては、原則として為替ヘッジを行いません。

4. UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

UBSグループについて

UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約64,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2012年9月末日現在)

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約48.8兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2012年9月末日現在)

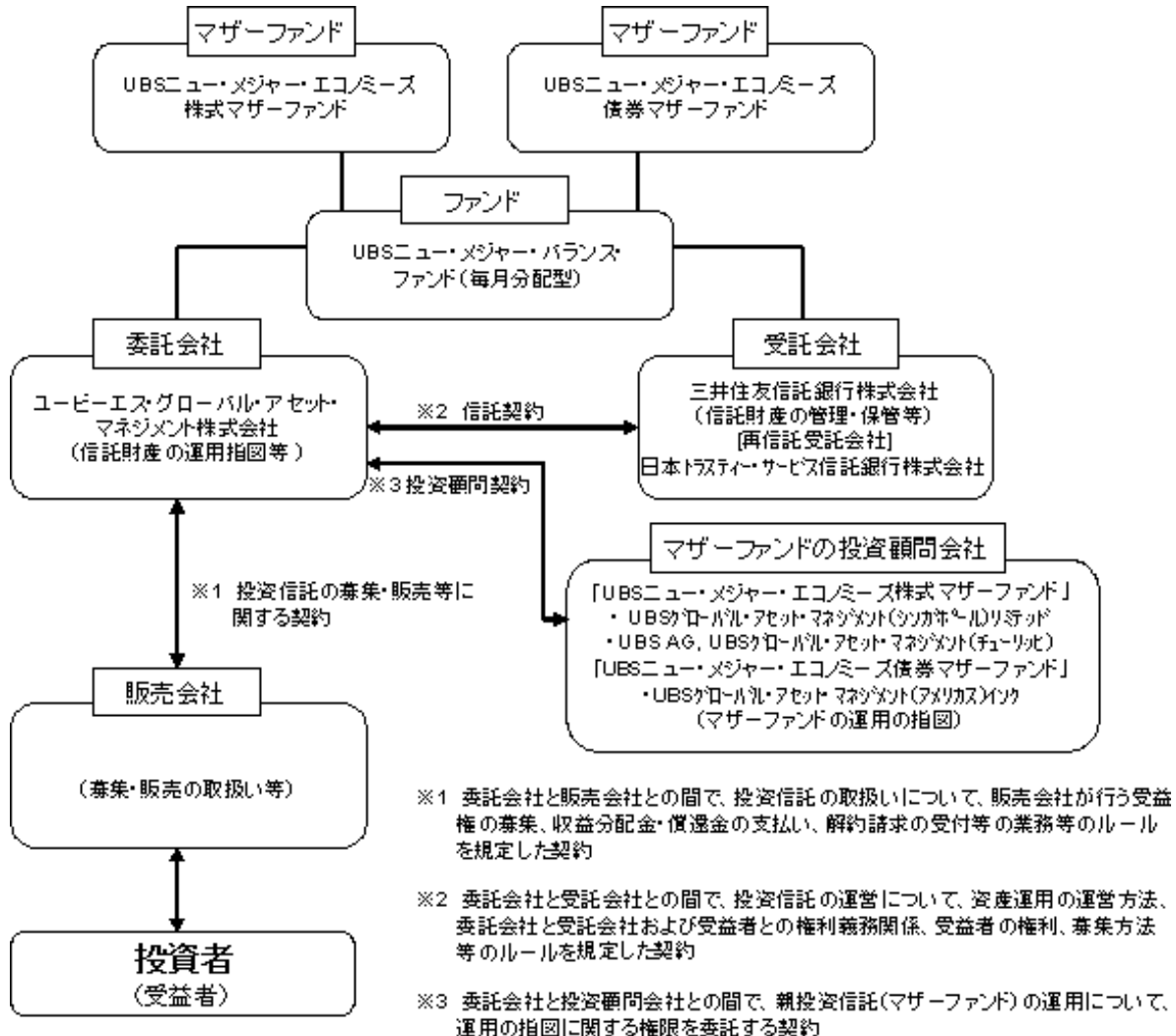
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年11月25日 信託契約締結、設定日、運用開始

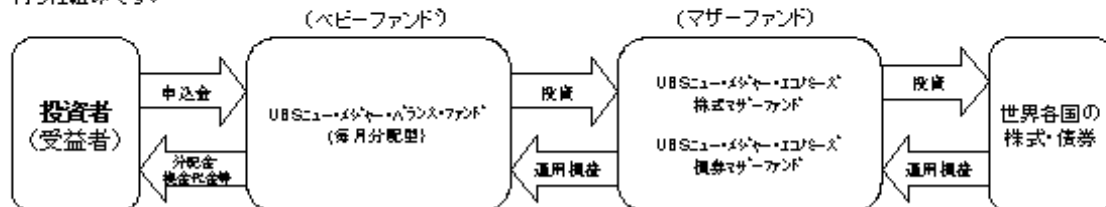
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



◆ ファミリーファンド方式について ◆

当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をヘビーファンドに投資し、ヘビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社の概況（平成24年12月末日現在）

- ・ 資本金 22億円

- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年 4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年 7月 1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年 4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

- ・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）および新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とし、利子、配当収益の確保および値上がり益の追求を図り、信託財産の長期的な成長を目指します。なお、世界の株式および債券等に直接投資することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則としてUBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド受益証券に約50%程度、UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド受益証券に約50%程度とします。

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引

に係る権利

- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

八. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

委託会社は信託金を、主としてUBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドおよびUBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定め

るものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

委託会社は信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品による運用の特例

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

- ・当ファンドから各マザーファンドへの投資配分の決定および投資の指図
- ・マザーファンドの運用ガイドライン等の監視等

マザーファンドの運用指図の権限委託

マザーファンドの投資顧問会社UBSニュー・ゼジャー・エコノミーズ株式マザーファンド
の投資顧問会社

UBS AG, UBSグローバル・アセット・
マネジメント(チューリッヒ)

- ・ロシア・東欧およびブラジルの株式の調査
- ・ロシア・東欧およびブラジルのサブ・ポートフォリオの構築

ロシア・東欧およびブラジルのサブ・ポートフォリオ

UBSグローバル・アセット・
マネジメント(シンガポール)リミテッド

- ・中華圏およびインドの株式の調査
- ・中華圏およびインドのサブ・ポートフォリオの構築
- ・当マザーファンド全体のポートフォリオの構築

UBSニュー・ゼジャー・エコノミーズ債券マザーファンド
の投資顧問会社

UBSグローバル・アセット・
マネジメント(アメリカス)インク

- ・新興諸国・地域の債券の調査・分析
- ・当マザーファンドのポートフォリオの構築

(平成24年12月末日現在)

上記運用体制は今後変更される場合があります。

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>**投資政策委員会：**

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加してお

ります。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎月決算（原則として毎月25日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みません。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で買付申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款による投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
5. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
6. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額5%以下とします。
7. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財

産の純資産総額の10%以内とします。

8. 信用取引の運用指図

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ・ 前記の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ・ 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9. 先物取引等の運用指図

- ・ 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

10. スワップ取引の運用指図

- ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ・ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ・ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ・ 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- ・ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ・ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ・ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ・ 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ・ 上記の「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額

および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ・ 上記の「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12. 有価証券の貸付の指図および範囲

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ・ 前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ・ 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13. 有価証券の借入れ

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ・ 前記の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15. 外国為替予約の指図

- ・ 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ・ 前記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ・ 前記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ・ 前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

16. 資金の借入れ

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ・ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ・ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンドの概要>

[投資方針]

主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

[投資態度]

この投資信託は、今後高い経済成長が見込まれる、主としてBRICs諸国・地域（ブラジル、ロシア・東欧、インド、中華圏）の株式（ADRおよびGDRを含みます。）に投資することにより、投資元本の成長を目指します。

投資プロセスは、個別銘柄選択、業種配分、国別配分、通貨配分の4つの側面から成ります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用については、UBSグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド及びUBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメントに運用指図に関する権限を委託します。

[主な投資対象]

この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

(6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

(7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

(8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

(9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利

(10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、ます。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、ます。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 委託会社は信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[主な投資制限]

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定

めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

< UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンドの投資方針 >

[投資方針]

主として新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とします。

[投資態度]

この投資信託は、新興諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業等の発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とし、高水準の利息等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

組入対象とする債券は、組入れ時において、原則として1つ以上の国際的格付評価機関からBB-格相当以上の格付けを有している銘柄、および格付けを取得していないものについては当該格付けと同等の信用力を有すると委託会社から運用指図に関する権限を委託された投資顧問会社が判断した銘柄とします。

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

市場のバリュエーションが極端に割高となった場合や、カントリー・リスクが発生した場合などには、一時的にファンド資産の大部分を流動資産に投資することがあります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用については、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インクに運用指図に関する権限を委託します。

[主な投資対象]

この信託において投資の対象とする資産の範囲は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利

- (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

八. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使等により取得した株券、社債権者割当てまたは株主割当てにより取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
13. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
14. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
17. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ただし、第10号の証券および第11号の証券については、株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、第6号の証券および第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券および第11号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資

信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

[主な投資制限]

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限ります。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて世界の株式および債券に投資を行いますので、組入株式および債券の価格の下落や当該株式および債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

（1）株式投資の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

（2）公社債投資の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元金の支払いが期日までに行われないうこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

（3）カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、新興諸国・地域には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

（4）為替変動リスク

外貨建有価証券等を円貨ペ - スにした場合、その資産価値は、為替レ - トの変動により影響を受けることとなります。為替レ - トは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レ - トは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レ - トは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(5) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(6) その他

（短期金融商品の信用リスク）

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

（買付および解約申込に係る制限）

- ・ 買付または解約の申込日が、ロンドン、ニューヨーク、チューリッヒまたはシンガポールの休業日と同日の場合には、当該買付または解約の申込みは受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および解約の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) クーリング・オフ

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(8) 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。詳しくは販売会社または前記照会先までお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.848%（税抜年率1.76%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

純資産総額	配 分（年率）		
	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	0.8925% （税抜0.85%）	0.8925% （税抜0.85%）	0.0630% （税抜0.06%）
500億円以上1,000億円未満の場合	0.8715% （税抜0.83%）	0.9135% （税抜0.87%）	0.0630% （税抜0.06%）
1,000億円以上2,000億円未満の場合	0.8505% （税抜0.81%）	0.9450% （税抜0.90%）	0.0525% （税抜0.05%）
2,000億円以上の場合	0.8400% （税抜0.80%）	0.9660% （税抜0.92%）	0.0420% （税抜0.04%）

マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下 から の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

その他、以下の諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記1.から7.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1.から7.の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記「(4) その他の手数料等」のうち、およびは、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されま

す。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

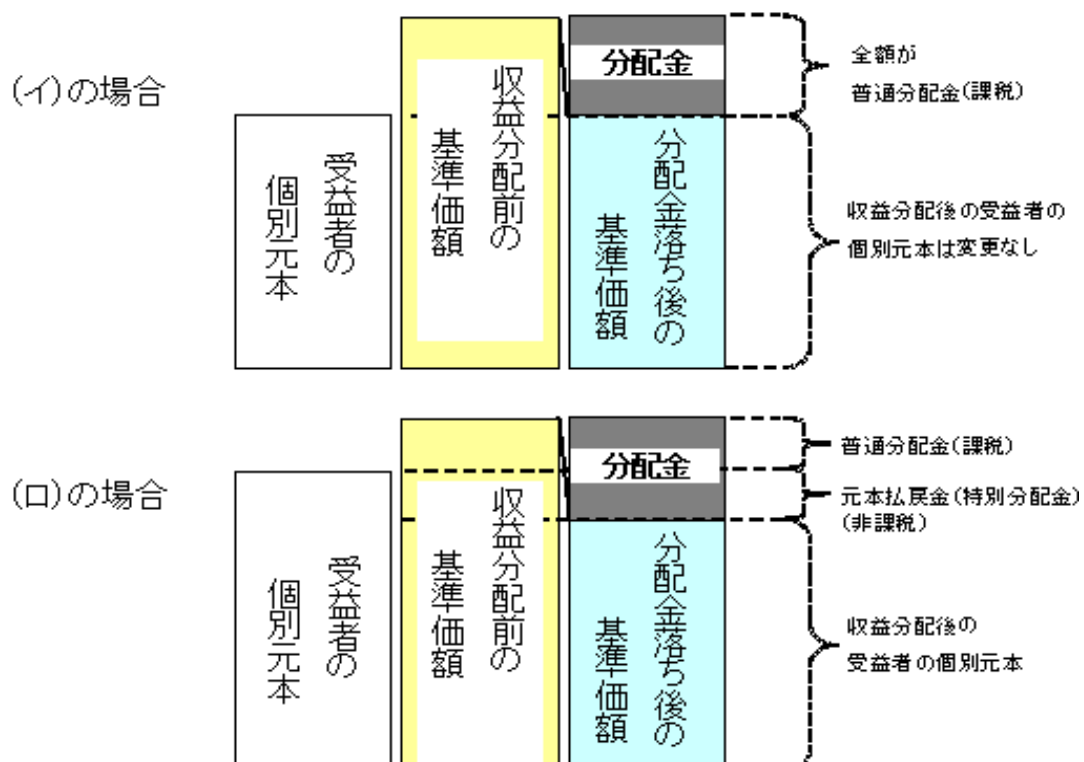
受益者が分配金を受け取る際、

(イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

(ロ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

< 参考情報 >

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.15%（税抜3.00%） を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																							
保有時	運用管理費用（信託報酬）	<p>日々の純資産総額に対して年率1.848%（税抜年率1.760%）を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th> <th colspan="3">配分（年率表示、カッコ内は税抜表示）</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の場合</td> <td>0.8925%（0.85%）</td> <td>0.8925%（0.85%）</td> <td>0.0630%（0.06%）</td> </tr> <tr> <td>500億円以上 1,000億円未満の場合</td> <td>0.8715%（0.83%）</td> <td>0.9135%（0.87%）</td> <td>0.0630%（0.06%）</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上 2,000億円未満の場合</td> <td>0.8505%（0.81%）</td> <td>0.9450%（0.90%）</td> <td>0.0525%（0.05%）</td> </tr> <tr> <td>2,000億円以上の場合</td> <td>0.8400%（0.80%）</td> <td>0.9660%（0.92%）</td> <td>0.0420%（0.04%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	純資産総額	配分（年率表示、カッコ内は税抜表示）			委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の場合	0.8925%（0.85%）	0.8925%（0.85%）	0.0630%（0.06%）	500億円以上 1,000億円未満の場合	0.8715%（0.83%）	0.9135%（0.87%）	0.0630%（0.06%）	1,000億円以上 2,000億円未満の場合	0.8505%（0.81%）	0.9450%（0.90%）	0.0525%（0.05%）	2,000億円以上の場合	0.8400%（0.80%）	0.9660%（0.92%）	0.0420%（0.04%）
純資産総額	配分（年率表示、カッコ内は税抜表示）																								
	委託会社	販売会社	受託会社																						
500億円未満の場合	0.8925%（0.85%）	0.8925%（0.85%）	0.0630%（0.06%）																						
500億円以上 1,000億円未満の場合	0.8715%（0.83%）	0.9135%（0.87%）	0.0630%（0.06%）																						
1,000億円以上 2,000億円未満の場合	0.8505%（0.81%）	0.9450%（0.90%）	0.0525%（0.05%）																						
2,000億円以上の場合	0.8400%（0.80%）	0.9660%（0.92%）	0.0420%（0.04%）																						
	その他の費用・手数料	<p>・ 監査報酬および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用など（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）を間接的にご負担いただく場合があります。 原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>・ 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>																							

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	<p>配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%</p>
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	<p>譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%</p>

上記は平成25年1月1日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記と異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2012年12月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券(株式)	日本	9,782,701,679	49.77
親投資信託受益証券(公社債)	日本	9,744,461,968	49.57
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	127,657,338	0.64
合計(純資産総額)	-	19,654,820,985	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

(2012年12月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	インド	3,091,040,362	24.91
	ロシア	2,947,745,527	23.76
	ブラジル	2,607,343,670	21.01
	中国	1,829,756,414	14.75
	香港	1,130,517,039	9.11
	ケイマン	672,790,769	5.42
	小計	12,279,193,781	98.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	125,848,105	1.01
合計(純資産総額)	-	12,405,041,886	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

(2012年12月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	トルコ	1,234,998,081	12.55
	インドネシア	1,130,631,120	11.49
	ロシア	1,064,100,667	10.81
	ベネズエラ	948,700,349	9.64
	ブラジル	805,405,102	8.18
	ペルー	586,402,011	5.96
	スリランカ	301,521,153	3.06
	セルビア	279,826,629	2.84
	エルサルバドル	274,848,210	2.79
	ベトナム	250,583,774	2.54
	ルーマニア	210,389,400	2.13
	ポーランド	193,643,615	1.96
	ベラルーシ共和国	169,231,432	1.72
	メキシコ	60,809,463	0.61
小計	7,511,091,006	76.34	
社債券	アイルランド	649,424,458	6.60
	ルクセンブルク	367,043,688	3.73

	オランダ	138,634,925	1.40
	ケイマン	65,021,580	0.66
	インド	51,658,138	0.52
	カザフスタン	47,682,030	0.48
	ブラジル	37,142,820	0.37
	アラブ首長国連邦	26,272,701	0.26
	小計	1,382,880,340	14.05
特殊債券	フィリピン	415,584,000	4.22
	モンゴル国	103,051,845	1.04
	小計	518,635,845	5.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	425,494,452	4.32
合計(純資産総額)	-	9,838,101,643	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2012年12月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBSニュー・メジャー・ エコノミズ株式 マザ・ファンド	6,821,016,371	1.3945	9,511,907,329	1.4342	9,782,701,679	49.77
日本	親投資信託 受益証券	UBSニュー・メジャー・ エコノミズ債券 マザ・ファンド	5,915,414,295	1.6106	9,527,366,263	1.6473	9,744,461,968	49.57

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2012年12月28日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.35
合計	99.35

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2012年12月28日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2012年12月28日現在)

(参考)UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細

(2012年12月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	LUKOIL OAO-SPON ADR	エネルギー	192,042	5,462.16	1,048,965,324	5,705.62	1,095,719,060	8.83
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	12,112,000	66.34	803,628,777	69.58	842,863,179	6.79
インド	株式	INFOSYS LIMITED-SP ADR	ソフトウェア・ サービス	189,200	3,768.82	713,062,144	3,610.38	683,085,031	5.50
ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF ADR	銀行	461,445	1,320.34	609,266,598	1,409.52	650,417,063	5.24
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR	エネルギー	757,930	791.34	599,781,235	820.77	622,092,572	5.01
インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	460,445	1,239.16	570,568,019	1,317.23	606,514,499	4.88
ロシア	株式	SBERBANK-CLS	銀行	2,257,384	243.72	550,175,723	263.46	594,737,025	4.79
インド	株式	JINDAL STEEL & POWER LTD	素材	799,872	596.80	477,368,808	710.09	567,984,307	4.57
香港	株式	CHINA UNICOM LIMITED	電気通信サービス	3,866,000	138.06	533,744,599	138.28	534,608,263	4.30
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHI-H	保険	707,500	663.49	469,424,835	711.52	503,406,767	4.05
ブラジル	株式	VALE SA-PF A	素材	283,353	1,521.14	431,021,735	1,728.28	489,715,589	3.94
中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED-H	エネルギー	1,282,500	360.79	462,714,457	376.98	483,486,468	3.89
ブラジル	株式	BANCO BRADESCO-ADR	銀行	302,400	1,442.42	436,188,654	1,496.10	452,421,365	3.64
香港	株式	CNOOC LIMITED	エネルギー	2,371,000	184.75	438,046,517	186.98	443,343,331	3.57
ブラジル	株式	GERDAU SA-SPON ADR	素材	510,100	783.54	399,688,344	770.56	393,063,676	3.16
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信サービス	208,000	1,516.88	315,511,372	1,598.26	332,439,494	2.67
ブラジル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS DAS AMERICAS-PF ADR	食品・飲料・タバ コ	87,000	3,540.25	308,002,289	3,630.29	315,836,047	2.54
インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	262,345	1,121.42	294,200,766	1,185.34	310,969,334	2.50
インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料・タバ コ	677,907	455.69	308,918,152	458.55	310,858,322	2.50
ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	エネルギー	29,336	9,350.63	274,310,375	10,320.33	302,757,376	2.44
インド	株式	HERO MOTOCORP LTD	自動車・自動車部 品	100,655	2,902.14	292,115,656	2,972.50	299,197,490	2.41
ブラジル	株式	CIA HERING	小売	148,600	2,003.62	297,739,120	1,747.35	259,656,210	2.09
ケイマン	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	小売	1,418,000	175.36	248,673,242	182.96	259,443,802	2.09
ケイマン	株式	CHINA MENGNIU DAIRY CO LTD	食品・飲料・タバ コ	869,000	241.27	209,665,368	244.62	212,577,387	1.71
インド	株式	CROMPTON GREAVES LIMITED	資本財	1,153,224	182.13	210,041,876	179.11	206,557,986	1.66
ケイマン	株式	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	不動産	860,000	224.51	193,084,620	233.45	200,769,580	1.61
香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LIMITED	不動産	590,000	259.17	152,910,512	258.58	152,565,445	1.22

インド	株式	BAJAJ AUTO LIMITED	自動車・自動車部品	31,200	3,236.71	100,985,355	3,393.37	105,873,393	0.85
ブラジル	株式	VALE SA-SP-PF ADR	素材	26,700	1,483.11	39,599,181	1,731.60	46,233,720	0.37

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

種類別及び業種別投資比率

(2012年12月28日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	25.36
		エネルギー	23.75
		素材	12.06
		電気通信サービス	6.98
		食品・飲料・タバコ	6.76
		ソフトウェア・サービス	5.50
		小売	4.18
		保険	4.05
		自動車・自動車部品	3.26
		不動産	2.84
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.50
		資本財	1.66
合計		-	98.98

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

(注)業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2012年12月28日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2012年12月28日現在)

(参考) UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細

(2012年12月28日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
インドネシア	国債証券	INDON 7.75 01/17/38	5,390,000	13,108.64	706,555,960	13,019.46	701,749,298	7.75	2038年1月17日	7.13
ロシア	国債証券	RUSSIA 5 04/29/20	6,500,000	10,054.10	653,516,662	10,238.08	665,475,525	5	2020年4月29日	6.76
トルコ	国債証券	TURKEY 7 09/26/16	6,030,000	10,140.68	611,483,154	10,140.68	611,483,154	7	2016年9月26日	6.21
ペルー	国債証券	PERU 5.625 11/18/50	5,220,000	11,190.46	584,142,273	11,233.75	586,402,011	5.625	2050年11月18日	5.96
フィリピン	特殊債券	PSALM 9.625 05/15/28	3,000,000	13,762.58	412,877,509	13,852.80	415,584,000	9.625	2028年5月15日	4.22
ブラジル	国債証券	BNTNB 1/L 6 05/15/45	3,000,000	12,409.92	372,297,882	12,912.22	387,366,716	6	2045年5月15日	3.93
アイルランド	社債券	VEBBNK 6.8 11/22/25	3,000,000	10,178.77	305,363,331	10,533.92	316,017,865	6.8	2025年11月22日	3.21
ロシア	国債証券	RUSSIA 12.75 06/24/28	1,775,000	17,099.54	303,517,012	17,619.02	312,737,782	12.75	2028年6月24日	3.17
スリランカ	国債証券	SRILAN 6.25 07/27/21	3,200,000	9,373.26	299,944,427	9,422.53	301,521,153	6.25	2021年7月27日	3.06
アイルランド	社債券	VEBBNK 6.902 07/09/20	2,680,000	10,151.50	272,060,334	10,562.76	283,081,968	6.902	2020年7月9日	2.87
セルビア	国債証券	SERBIA 6.75 11/01/24	3,200,000.8	8,679.64	277,748,709	8,744.57	279,826,629	6.75	2024年11月1日	2.84
ブラジル	国債証券	BNTNF 10 01/01/13	6,000,000	4,408.88	264,533,140	4,439.09	266,345,897	10	2013年1月1日	2.70
ベネズエラ	国債証券	VENZ 7.75 10/13/19	3,000,000	7,619.04	228,571,200	8,095.23	242,856,900	7.75	2019年10月13日	2.46
トルコ	国債証券	TURKGB 9 05/21/14	3,300,000	5,561.28	234,723,151	5,428.23	233,511,899	9	2014年5月21日	2.37
トルコ	国債証券	TURKEY 7.5 11/07/19	2,000,000	11,168.82	223,376,400	11,179.64	223,592,850	7.5	2019年11月7日	2.27
ルーマニア	国債証券	ROMANI 6.75 02/07/22	2,000,000	10,108.21	202,164,300	10,519.47	210,389,400	6.75	2022年2月7日	2.13
インドネシア	国債証券	INDON 6.875 03/09/17	2,000,000	10,311.93	206,238,754	10,313.40	206,268,192	6.875	2017年3月9日	2.09
エルサルバドル	国債証券	ELSALV 8.25 04/10/32	2,000,000	10,303.02	206,060,400	10,303.02	206,060,400	8.25	2032年4月10日	2.09
ベトナム	国債証券	VIETNM 6.875 01/15/16	2,150,000	9,433.75	202,825,771	9,456.00	203,304,168	6.875	2016年1月15日	2.06
ベネズエラ	国債証券	VENZ 9 05/07/23	2,410,000	7,619.04	183,618,864	8,246.74	198,746,554	9	2023年5月7日	2.02
ルクセンブルク	社債券	RSHB 7.75 05/29/18	1,760,000	10,216.44	179,809,344	10,303.02	181,333,152	7.75	2018年5月29日	1.84
ベラルーシ共和国	国債証券	BELRUS 8.75 08/03/15	1,900,000	8,549.77	162,445,725	8,906.91	169,231,432	8.75	2015年8月3日	1.72
トルコ	国債証券	TURKGB 7 10/01/14	2,400,000	5,458.23	165,650,211	5,379.85	166,410,178	7	2014年10月1日	1.69
ベネズエラ	国債証券	VENZ 9.375 01/13/34	1,880,000	7,640.68	143,644,878	8,441.55	158,701,140	9.375	2034年1月13日	1.61
ブラジル	国債証券	BRAZIL 5.625 01/07/41	1,340,000	11,255.40	150,822,360	11,320.33	151,692,489	5.625	2041年1月7日	1.54
ルクセンブルク	社債券	RSHB 7.5 03/25/13	50,000,000	287.28	143,643,500	286.38	143,194,345	7.5	2013年3月25日	1.45
ベネズエラ	国債証券	VENZ 7 03/31/38	1,770,000	6,190.47	109,571,319	6,861.46	121,447,930	7	2038年3月31日	1.23
ポーランド	国債証券	POLGB 5.25 04/25/13	3,800,000	2,831.93	107,613,343	2,833.76	107,682,923	5.25	2013年4月25日	1.09
ベネズエラ	国債証券	VENZ 8.25 10/13/24	1,350,000	7,164.49	96,720,682	7,878.78	106,363,530	8.25	2024年10月13日	1.08
インドネシア	国債証券	INDON 5.875 03/13/20	1,000,000	10,438.34	104,383,445	10,376.09	103,760,935	5.875	2020年3月13日	1.05

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。

種類別投資比率(2012年12月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	76.34
社債券	14.05
特殊債券	5.27
合計	95.67

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2012年12月28日現在)

その他投資資産の主要なもの

(先物)

(2012年12月28日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	売建	15	米ドル	1,868,638.5	1,865,625	161,525,812	1.64
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US LONG BOND	売建	120	米ドル	17,979,498.3	17,801,250	1,541,232,225	15.66

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2012年12月28日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2006年5月25日)	76,275	76,516	0.9483	0.9513
第2期特定期間末 (2006年11月27日)	72,860	78,610	1.0123	1.0922
第3期特定期間末 (2007年5月25日)	81,563	87,205	1.0117	1.0817
第4期特定期間末 (2007年11月26日)	86,493	92,046	1.0116	1.0766
第5期特定期間末 (2008年5月26日)	81,296	81,550	0.9569	0.9599
第6期特定期間末 (2008年11月25日)	39,728	39,960	0.5154	0.5184
第7期特定期間末 (2009年5月25日)	47,147	47,361	0.6607	0.6637
第8期特定期間末 (2009年11月25日)	50,725	51,128	0.7544	0.7604
第9期特定期間末 (2010年5月25日)	44,880	45,271	0.6887	0.6947
第10期特定期間末 (2010年11月25日)	40,194	40,417	0.7208	0.7248
第11期特定期間末 (2011年5月25日)	32,883	33,000	0.6992	0.7017
第12期特定期間末 (2011年11月25日)	20,907	20,999	0.5693	0.5718
第13期特定期間末 (2012年5月25日)	17,769	17,831	0.5784	0.5804
第14期特定期間末 (2012年11月26日)	18,372	18,429	0.6460	0.6480
2011年12月末日	20,377	-	0.5772	-
2012年1月末日	20,678	-	0.6104	-
2012年2月末日	22,299	-	0.6795	-
2012年3月末日	21,277	-	0.6632	-
2012年4月末日	20,404	-	0.6489	-
2012年5月末日	17,594	-	0.5734	-
2012年6月末日	17,296	-	0.5732	-
2012年7月末日	17,640	-	0.5936	-

2012年8月末日	17,664	-	0.6011	-
2012年9月末日	17,828	-	0.6134	-
2012年10月末日	17,934	-	0.6250	-
2012年11月末日	18,295	-	0.6448	-
2012年12月28日	19,654	-	0.6973	-

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期特定期間	0.0640
第2期特定期間	0.1170
第3期特定期間	0.1820
第4期特定期間	0.0800
第5期特定期間	0.0180
第6期特定期間	0.0180
第7期特定期間	0.0180
第8期特定期間	0.0360
第9期特定期間	0.0360
第10期特定期間	0.0240
第11期特定期間	0.0210
第12期特定期間	0.0150
第13期特定期間	0.0140
第14期特定期間	0.0120

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期特定期間	1.2
第2期特定期間	19.0
第3期特定期間	17.9
第4期特定期間	7.9
第5期特定期間	3.6
第6期特定期間	44.3
第7期特定期間	31.7
第8期特定期間	19.6
第9期特定期間	3.9
第10期特定期間	8.1
第11期特定期間	0.1
第12期特定期間	16.4
第13期特定期間	4.1
第14期特定期間	13.8

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

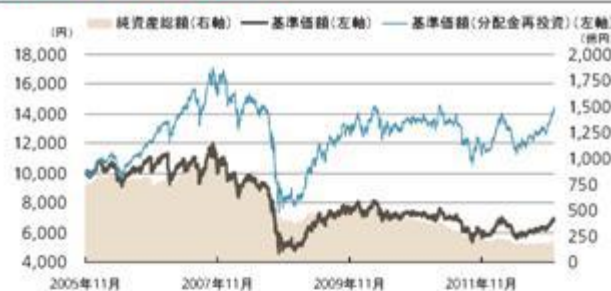
期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期特定期間	83,295,389,560	2,862,466,799
第2期特定期間	2,454,424,028	10,910,287,408
第3期特定期間	16,807,388,974	8,162,258,215
第4期特定期間	12,616,746,240	7,738,413,787
第5期特定期間	5,981,354,668	6,525,148,645
第6期特定期間	2,086,742,180	9,954,605,635
第7期特定期間	863,348,695	6,587,850,797
第8期特定期間	2,075,558,359	6,197,765,354
第9期特定期間	1,963,442,513	4,041,323,925
第10期特定期間	677,657,888	10,081,350,364
第11期特定期間	441,319,051	9,170,057,451
第12期特定期間	269,663,861	10,579,218,155
第13期特定期間	215,993,053	6,216,986,067
第14期特定期間	150,175,574	2,433,448,255

(注) 第1期特定期間中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移(2012年12月28日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年 8月	20円
2012年 9月	20円
2012年10月	20円
2012年11月	20円
2012年12月	20円
直近1年間累計	255円
設定来累計	6,570円

主要な資産の状況(2012年12月28日現在)

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド[組入上位10銘柄]

順位	銘柄名	国名	業種	構成比
1	LUKOIL OAO-SPON ADR	ロシア	エネルギー	8.83%
2	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	中国	銀行	6.79%
3	INFOSYS LIMITED-SP ADR	インド	ソフトウェア・サービス	5.50%
4	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF ADR	ブラジル	銀行	5.24%
5	GAZPROM OAO-SPON ADR	ロシア	エネルギー	5.01%
6	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	インド	銀行	4.88%
7	SBERBANK-CLS	ロシア	銀行	4.79%
8	JINDAL STEEL & POWER LTD	インド	素材	4.57%
9	CHINA UNICOM LIMITED	香港	電気通信サービス	4.30%
10	PING AN INSURANCE COMPANY OF CHI-H	中国	保険	4.05%

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド[組入上位10銘柄]

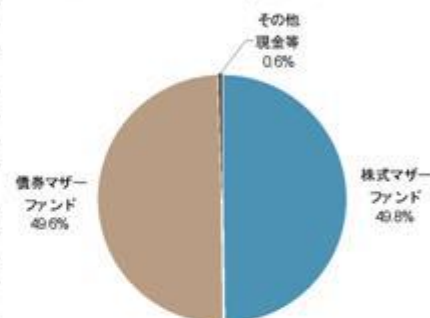
順位	銘柄名	国名	種別	利率	償還日	構成比
1	INDON 7.75 01/17/38	インドネシア	国債	7.750%	2038/1/17	7.13%
2	RUSSIA 5.04/29/20	ロシア	国債	5.000%	2020/4/29	6.76%
3	TURKEY 7.09/26/16	トルコ	国債	7.000%	2016/9/26	6.21%
4	PERU 5.625 11/18/50	ペルー	国債	5.625%	2050/11/18	5.96%
5	PSALM 9.625 05/15/28	フィリピン	特殊債	9.625%	2028/5/15	4.22%
6	BNTNB I/L 6.05/15/45	ブラジル	国債	6.000%	2045/5/15	3.93%
7	VEBBNK 6.8 11/22/25	アイルランド	社債	6.800%	2025/11/22	3.21%
8	RUSSIA 12.75 06/24/28	ロシア	国債	12.750%	2028/6/24	3.17%
9	SRILAN 6.25 07/27/21	スリランカ	国債	6.250%	2021/7/27	3.06%
10	VEBBNK 6.902 07/09/20	アイルランド	社債	6.902%	2020/7/9	2.87%

※構成比は、各マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

※「国名」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。

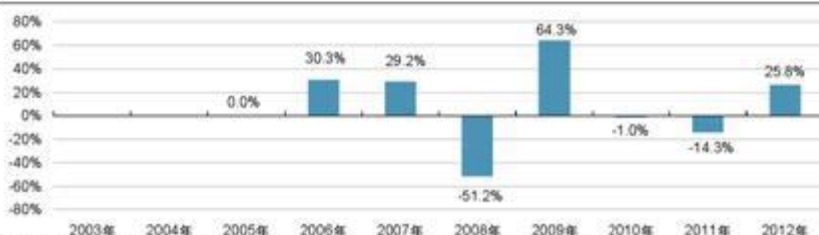
各マザーファンドへの投資割合



※各構成比は、純資産総額に占める割合です。

※表余桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

年間収益率の推移(2012年12月28日現在)



※ 2005年については当初設定日(2005年11月25日)から年末までの騰落率。

※ 税引前分配金を再投資したものとして算出。

※ ファンドにはベンチマークはありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込の受付

- ・ 原則として、いつでも買付申込を行うことができますが、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、スイス取引所もしくはシンガポール証券取引所またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、チューリッヒの銀行もしくはシンガポールの銀行の休業日（以下、「ロンドン、ニューヨーク、チューリッヒまたはシンガポールの休業日」といいます。）と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。
- ・ 原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた買付申込を、当日の受付分として取扱いします。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）の取扱いとなります。
- ・ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消することがあります。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 口座開設

- ・ 受益権買付のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。

(3) 買付価額

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口 = 1円）
ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) 申込単位

- ・ 1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(5) 申込手数料

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。
- ・ 「分配金再投資コース」において、収益分配金から税金等を差引いた額を自動的に再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の受付

- ・ 原則として、いつでも解約のお申込みを行うことができますが、ロンドン、ニューヨーク、チューリッヒまたはシンガポールの休業日と同日の場合には、解約のお申込みの受付は行いません。
- ・ 原則として、販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けた解約のお申込みを、当日の受付分として

取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。)の取扱いとなります。

(2) 解約単位

- ・ 1口単位とします。

(3) 解約価額

- ・ 解約申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(4) 支払開始日

- ・ 原則として、解約申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(5) 受付中止

- ・ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の解約請求の受け付けを中止することがあります。また、信託資産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ・ 解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該解約を受け付けたものとし、当該受益権の解約の価額は、当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(基準価額の算定)

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(有価証券の時価評価基準)

信託財産に属する資産は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

(基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問合せいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する当該事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

(4) 【計算期間】

原則として毎月26日から翌月25日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより純資産総額が50億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、前記 a. および b. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 前記 c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- e. 前記 d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. および b. の信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 前記 d. から f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d. の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- 前記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- 前記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a . の信託約款の変更をしません。
- 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

上記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の作成]

委託会社は、6計算期間毎(毎年5月および11月の決算時)および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- 投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合

は、原則分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について以下に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からにお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年5月26日から平成24年11月26日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年 5月25日現在	当期 平成24年11月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	201,600,121	99,729,735
親投資信託受益証券	17,569,586,281	18,272,215,947
未収入金	130,000,000	111,000,000
未収利息	276	136
流動資産合計	17,901,186,678	18,482,945,818
資産合計	17,901,186,678	18,482,945,818
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	61,442,592	56,876,047
未払解約金	40,503,281	24,393,838
未払受託者報酬	1,000,887	995,377
未払委託者報酬	28,358,495	28,202,346
その他未払費用	315,848	247,332
流動負債合計	131,621,103	110,714,940
負債合計	131,621,103	110,714,940
純資産の部		
元本等		
元本	30,721,296,468	28,438,023,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,951,730,893	10,065,792,909
（分配準備積立金）	7,385	32,235,292
元本等合計	17,769,565,575	18,372,230,878
純資産合計	17,769,565,575	18,372,230,878
負債純資産合計	17,901,186,678	18,482,945,818

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
営業収益		
受取利息	51,155	47,960
有価証券売買等損益	1,248,176,046	2,501,629,666
営業収益合計	1,248,227,201	2,501,677,626
営業費用		
受託者報酬	6,572,755	5,710,334
委託者報酬	186,227,922	161,792,627
その他費用	2,027,915	1,512,150
営業費用合計	194,828,592	169,015,111
営業利益又は営業損失（ ）	1,053,398,609	2,332,662,515
経常利益又は経常損失（ ）	1,053,398,609	2,332,662,515
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,053,398,609	2,332,662,515
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	17,856,948	14,551,965
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	15,814,687,534	12,951,730,893
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,369,924,817	979,551,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,369,924,817	979,551,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	81,645,851	60,315,617
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	81,645,851	60,315,617
分配金	460,863,986	351,407,949
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,951,730,893	10,065,792,909

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 特定期間末日の取扱い

平成24年11月25日が休日のため、当特定期間末日を平成24年11月26日としております。このため当特定期間は185日となっております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年 5月25日現在	当期 平成24年11月26日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	30,721,296,468口	28,438,023,787口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,951,730,893円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,065,792,909円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5784円 (5,784円)	0.6460円 (6,460円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	当期 自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>(平成23年11月26日から平成23年12月26日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(53,983,059円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(634,196,646円)、および分配準備積立金(4,710円)より分配対象収益は、688,184,415円(1万口当たり194円)であり、うち88,633,350円(1万口当たり25円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>(平成24年5月26日から平成24年6月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(102,927,757円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(358,892,637円)、および分配準備積立金(7,266円)より分配対象収益は、461,827,660円(1万口当たり152円)であり、うち60,498,161円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(平成23年12月27日から平成24年1月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(56,638,972円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(575,501,724円)、および分配準備積立金(1,867,464円)より分配対象収益は、634,008,160円(1万口当たり185円)であり、うち85,352,608円(1万口当たり25円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年1月26日から平成24年2月27日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(50,907,072円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(528,222,602円)、および分配準備積立金(21,960円)より分配対象収益は、579,151,634円(1万口当たり176円)であり、うち82,175,528円(1万口当たり25円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年2月28日から平成24年3月26日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(21,771,985円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(485,810,199円)、および分配準備積立金(12,766円)より分配対象収益は、507,594,950円(1万口当たり157円)であり、うち80,329,017円(1万口当たり25円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年3月27日から平成24年4月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(46,711,736円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(418,394,955円)、および分配準備積立金(30,968円)より分配対象収益は、465,137,659円(1万口当たり147円)であり、うち62,930,891円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年6月26日から平成24年7月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(32,867,306円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(353,291,124円)、および分配準備積立金(41,735,702円)より分配対象収益は、427,894,132円(1万口当たり143円)であり、うち59,546,995円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年7月26日から平成24年8月27日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(77,860,286円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(349,064,393円)、および分配準備積立金(14,862,390円)より分配対象収益は、441,787,069円(1万口当たり150円)であり、うち58,831,031円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年8月28日から平成24年9月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(67,302,185円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(345,129,263円)、および分配準備積立金(33,477,492円)より分配対象収益は、445,908,940円(1万口当たり153円)であり、うち58,158,692円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成24年9月26日から平成24年10月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(55,652,173円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(341,240,109円)、および分配準備積立金(42,102,749円)より分配対象収益は、438,995,031円(1万口当たり152円)であり、うち57,497,023円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

<p>(平成24年4月26日から平成24年5月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(33,231,716円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(392,682,582円)、および分配準備積立金(16,111円)より分配対象収益は、425,930,409円(1万口当たり138円)であり、うち61,442,592円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>(平成24年10月26日から平成24年11月26日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(49,318,705円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(337,591,612円)、および分配準備積立金(39,792,634円)より分配対象収益は、426,702,951円(1万口当たり150円)であり、うち56,876,047円(1万口当たり20円)を分配金額としております。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>
<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.26%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額</p>	<p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>同左</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	当期 自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等、為替予約取引、債券先物取引です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <p>・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成24年 5月25日現在	当期 平成24年11月26日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 平成24年 5月25日現在	当期 平成24年11月26日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,993,571,546	477,371,880
合計	1,993,571,546	477,371,880

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期(平成24年 5月25日現在)

該当事項はありません。

当期(平成24年11月26日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日)

該当事項はありません。

当期(自平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自平成23年11月26日 至平成24年 5月25日	当期 自平成24年 5月26日 至平成24年11月26日
	元本の推移	
期首元本額	36,722,289,482円	30,721,296,468円
期中追加設定元本額	215,993,053円	150,175,574円
期中一部解約元本額	6,216,986,067円	2,433,448,255円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド	5,929,084,222	9,096,401,013	
	UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド	7,011,396,756	9,175,814,934	
合計			18,272,215,947	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」および「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	149,451,808	324,292,924
コール・ローン	100,050,566	52,152
国債証券	7,175,965,061	7,022,618,945
特殊債券	646,917,456	493,161,992
社債券	1,126,483,265	1,287,356,556
派生商品評価勘定	9,340	2,901,731
未収利息	98,890,198	100,648,230
前払金	29,605,967	45,533,752
前払費用	636,192	460,662
差入委託証拠金	24,801,520	26,586,202
流動資産合計	9,352,811,373	9,303,613,146
資産合計	9,352,811,373	9,303,613,146
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	400,678	2,594,810
未払解約金	130,000,000	111,000,000
流動負債合計	130,400,678	113,594,810
負債合計	130,400,678	113,594,810
純資産の部		
元本等		
元本	7,011,816,516	5,990,240,049
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,210,594,179	3,199,778,287
元本等合計	9,222,410,695	9,190,018,336
純資産合計	9,222,410,695	9,190,018,336
負債純資産合計	9,352,811,373	9,303,613,146

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

国債証券、特殊債券、社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提

示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 債券先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	7,011,816,516口	5,990,240,049口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3153円 (13,153円)	1.5342円 (15,342円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、為替予約取引、債券先物取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。</p> <p>また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として利用しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	316,157,865	837,993,031
特殊債券	23,235,956	58,528,192
社債券	37,287,660	137,796,429
合計	376,681,481	1,034,317,652

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成24年 5月25日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	30,000,000	-	30,090,634	90,634
	合計	30,000,000	-	30,090,634	90,634

平成24年11月26日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 米ドル	111,000,000	-	111,303,112	303,112
	合計	111,000,000	-	111,303,112	303,112

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

債券関連

平成24年 5月25日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	債券先物取引 買 建				
	US 5YR NOTE	49,283,284	-	49,292,624	9,340
	売 建				
	US 10YR NOTE	52,783,419	-	52,819,529	36,110
	US LONG BOND	1,287,491,563	-	1,287,765,497	273,934
	合計	1,389,558,266	-	1,389,877,650	300,704

平成24年11月26日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引	債券先物取引 売 建				
	US 10YR NOTE	54,651,998	-	55,084,516	432,518
	US 5YR NOTE	154,017,800	-	154,253,432	235,632
	US LONG BOND	1,364,957,223	-	1,363,679,040	1,278,183
	合計	1,573,627,021	-	1,573,016,988	610,033

(注1)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日

該当事項はありません。

自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,905,694,923円	7,011,816,516円
期中追加設定元本額	- 円	21,094,080円
期中一部解約元本額	1,893,878,407円	1,042,670,547円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）	6,971,754,769円	5,929,084,222円
UBSエマージング債券ファンドX（適格機関投資家向け）	40,061,747円	61,155,827円
合計	7,011,816,516円	5,990,240,049円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BELRUS 8.75 08/03/15	1,900,000.00	1,876,250.00	
		BRAZIL 5.625 01/07/41	1,340,000.00	1,742,000.00	
		ELSALV 7.65 06/15/35	700,000.00	784,000.00	
		ELSALV 8.25 04/10/32	2,000,000.00	2,380,000.00	
		INDON 4.875 05/05/21	800,000.00	917,504.00	
		INDON 5.875 03/13/20	1,000,000.00	1,205,630.00	
		INDON 6.625 02/17/37	340,000.00	456,215.40	
		INDON 6.875 03/09/17	2,000,000.00	2,382,060.00	
		INDON 7.75 01/17/38	5,390,000.00	8,160,729.50	
		MEX 4.75 03/08/44	100,000.00	112,500.00	
		MEX 6.05 01/11/40	440,000.00	587,400.00	
		PERU 5.625 11/18/50	5,220,000.00	6,746,850.00	
		POLAND 5 03/23/22	100,000.00	117,098.00	
		POLAND 6.375 07/15/19	700,000.00	872,508.00	
		ROMANI 6.75 02/07/22	2,000,000.00	2,335,000.00	
		RUSSIA 12.75 06/24/28	1,775,000.00	3,505,625.00	
		RUSSIA 5 04/29/20	6,500,000.00	7,548,125.00	
		RUSSIA 7.5 03/31/30	775,000.00	980,375.00	
		SERBIA 6.75 11/01/24	3,200,000.80	3,208,000.80	
		SRILAN 6.25 07/27/21	3,200,000.00	3,464,361.60	

		TURKEY 7 09/26/16	6,030,000.00	7,062,637.50	
		TURKEY 7.5 11/07/19	2,000,000.00	2,580,000.00	
		VENZ 7 03/31/38	1,770,000.00	1,265,550.00	
		VENZ 7.65 04/21/25	700,000.00	547,750.00	
		VENZ 7.75 10/13/19	3,000,000.00	2,640,000.00	
		VENZ 8.25 10/13/24	1,350,000.00	1,117,125.00	
		VENZ 9 05/07/23	2,410,000.00	2,120,800.00	
		VENZ 9.25 05/07/28	800,000.00	708,000.00	
		VENZ 9.375 01/13/34	1,880,000.00	1,659,100.00	
		VIETNM 6.875 01/15/16	2,150,000.00	2,342,640.00	
		VIETNM 6.875 01/15/16	500,000.00	547,500.00	
		小計		71,973,334.80 (5,947,156,654)	
	ブラジル・リアル	BNTNB 1/L 6 05/15/45	3,000,000.00	8,788,901.85	
		BNTNF 10 01/01/13	6,000,000.00	6,244,880.56	
		小計		15,033,782.41 (595,187,445)	
	トルコ・リラ	TURKGB 7 10/01/14	2,400,000.00	3,423,939.88	
		TURKGB 9 05/21/14	3,300,000.00	4,851,656.71	
		小計		8,275,596.59 (380,760,199)	
	ポーランド・ズロチ	POLGB 5.25 04/25/13	3,800,000.00	3,820,140.00	
		小計		3,820,140.00 (99,514,647)	
		国債証券 合計		7,022,618,945 (7,022,618,945)	
特殊債券	米ドル	DBMMN 5.75 03/21/17	1,150,000.00	1,199,576.50	
		PSALM 9.625 05/15/28	3,000,000.00	4,768,740.00	
		小計		5,968,316.50 (493,161,992)	
		特殊債券 合計		493,161,992 (493,161,992)	
社債券	米ドル	BOIIN 6.25 02/16/21	550,000.00	590,967.85	
		ELEBRA 5.75 10/27/21	400,000.00	430,000.00	
		INTPET 5.5 03/01/22	400,000.00	459,000.00	
		INTPET 6.875 11/01/41	200,000.00	277,000.00	
		KTZKZ 6.375 10/06/20	700,000.00	833,182.00	
		KTZKZ 6.95 07/10/42	600,000.00	727,872.00	
		KZOKZ 6.375 04/09/21	450,000.00	543,096.00	
		NBADUH 3 08/13/19	300,000.00	303,750.00	
		RSHB 7.75 05/29/18	1,760,000.00	2,076,800.00	
		RSHB 9 06/11/14	450,000.00	495,562.50	
		VEBBNK 6.025 07/05/22	500,000.00	556,040.00	
		VEBBNK 6.8 11/22/25	3,000,000.00	3,526,950.00	
		VEBBNK 6.902 07/09/20	2,680,000.00	3,142,300.00	
		小計		13,962,520.35 (1,153,723,056)	

ロシア・ルーブル	RSHB 7.5 03/25/13	50,000,000.00	50,050,000.00	
	小計		50,050,000.00 (133,633,500)	
社債券 合計			1,287,356,556 (1,287,356,556)	
合計			8,803,137,493 (8,803,137,493)	

(注)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券	31銘柄	78.3%	86.3%
	特殊証券	2銘柄	6.5%	
	社債券	13銘柄	15.2%	
ブラジル・リアル	国債証券	2銘柄	100.0%	6.8%
トルコ・リラ	国債証券	2銘柄	100.0%	4.3%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	100.0%	1.1%
ロシア・ルーブル	社債券	1銘柄	100.0%	1.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

[次へ](#)

「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	268,964,522	257,949,669
コール・ローン	52,012,300	16,105,914
株式	10,145,473,318	11,225,982,593
未収入金	-	13,987,995
未収配当金	17,913,346	7,525,972
未収利息	71	22
流動資産合計	10,484,363,557	11,521,552,165
資産合計	10,484,363,557	11,521,552,165
負債の部		
流動負債		
未払金	-	2,186,769
流動負債合計	-	2,186,769
負債合計	-	2,186,769
純資産の部		
元本等		
元本	9,093,308,663	8,802,018,230
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,391,054,894	2,717,347,166
元本等合計	10,484,363,557	11,519,365,396
純資産合計	10,484,363,557	11,519,365,396
負債純資産合計	10,484,363,557	11,521,552,165

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	9,093,308,663口	8,802,018,230口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1530円 (11,530円)	1.3087円 (13,087円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <p>・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	平成24年 5月25日現在	平成24年11月26日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	628,417,194	318,055,684
合計	628,417,194	318,055,684

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

平成24年 5月25日現在

該当事項はありません。

平成24年11月26日現在

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日

該当事項はありません。

自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成23年11月26日 至 平成24年 5月25日	自 平成24年 5月26日 至 平成24年11月26日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,524,978,145円	9,093,308,663円
期中追加設定元本額	132,566,898円	271,696,957円
期中一部解約元本額	1,564,236,380円	562,987,390円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
UBSニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）	7,285,027,957円	7,011,396,756円
UBS BRICsプラス・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,808,280,706円	1,790,621,474円
合計	9,093,308,663円	8,802,018,230円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GAZPROM OAO-SPON ADR	956,728	9.14	8,744,493.92	
	LUKOIL OAO-SPON ADR	129,701	62.01	8,042,759.01	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	31,083	108.00	3,356,964.00	
	GERDAU SA-SPON ADR	510,100	9.05	4,616,405.00	
	VALE SA-SP-PF ADR	60,300	17.13	1,032,939.00	
	COMPANHIA DE BEBIDAS DAS AMERICAS-PF ADR	95,300	40.89	3,896,817.00	
	BANCO BRADESCO-ADR	302,400	16.66	5,037,984.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF ADR	461,445	15.25	7,037,036.25	
	SBERBANK-CLS	2,257,384	2.81	6,354,535.96	

	INFOSYS LIMITED-SP ADR	189,200	43.53	8,235,876.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	219,400	17.52	3,843,888.00	
	小計			60,199,698.14 (4,974,301,057)	
ブラジル ・リアル	VALE SA-PF A	283,353	35.91	10,175,206.23	
	CIA HERING	148,600	47.30	7,028,780.00	
	小計			17,203,986.23 (681,105,814)	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED-H	1,282,500	32.30	41,424,750.00	
	CNOOC LIMITED	2,371,000	16.54	39,216,340.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	1,418,000	15.70	22,262,600.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO LTD	869,000	21.60	18,770,400.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	12,112,000	5.94	71,945,280.00	
	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHINA LIMITED-H	707,500	59.40	42,025,500.00	
	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	860,000	20.10	17,286,000.00	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LIMITED	953,000	15.54	14,809,620.00	
	CHINA UNICOM LIMITED	3,866,000	12.36	47,783,760.00	
	小計			315,524,250.00 (3,363,488,505)	
インド・ ルピー	JINDAL STEEL & POWER LTD	799,872	375.35	300,231,955.20	
	CROMPTON GREAVES LIMITED	1,153,224	114.55	132,101,809.20	
	BAJAJ AUTO LIMITED	1,600	1,817.90	2,908,640.00	
	HERO MOTOCORP LTD	163,255	1,825.25	297,981,188.75	
	ITC LIMITED	677,907	286.60	194,288,146.20	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LIMITED	262,345	705.30	185,031,928.50	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	460,445	779.35	358,847,810.75	
	小計			1,471,391,478.60 (2,207,087,217)	
合計				11,225,982,593 (11,225,982,593)	

(注)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	合計額に 対する比率
	株式	11銘柄		
米ドル	株式	11銘柄	100.0%	44.3%
ブラジル・リアル	株式	2銘柄	100.0%	6.1%
香港ドル	株式	9銘柄	100.0%	29.9%
インド・ルピー	株式	7銘柄	100.0%	19.7%

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年12月28日現在）

資産総額	19,657,775,971 円
負債総額	2,954,986 円
純資産総額（ - ）	19,654,820,985 円
発行済口数	28,187,709,725 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6973 円

(参考) UBSニュー・メジャー・エコノミーズ株式マザーファンド

資産総額	12,413,928,018 円
負債総額	8,886,132 円
純資産総額（ - ）	12,405,041,886 円
発行済口数	8,649,740,396 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4342 円

(参考) UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド

資産総額	9,838,642,768 円
負債総額	541,125 円
純資産総額（ - ）	9,838,101,643 円
発行済口数	5,972,156,502 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6473 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし

ます。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成24年12月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手續を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

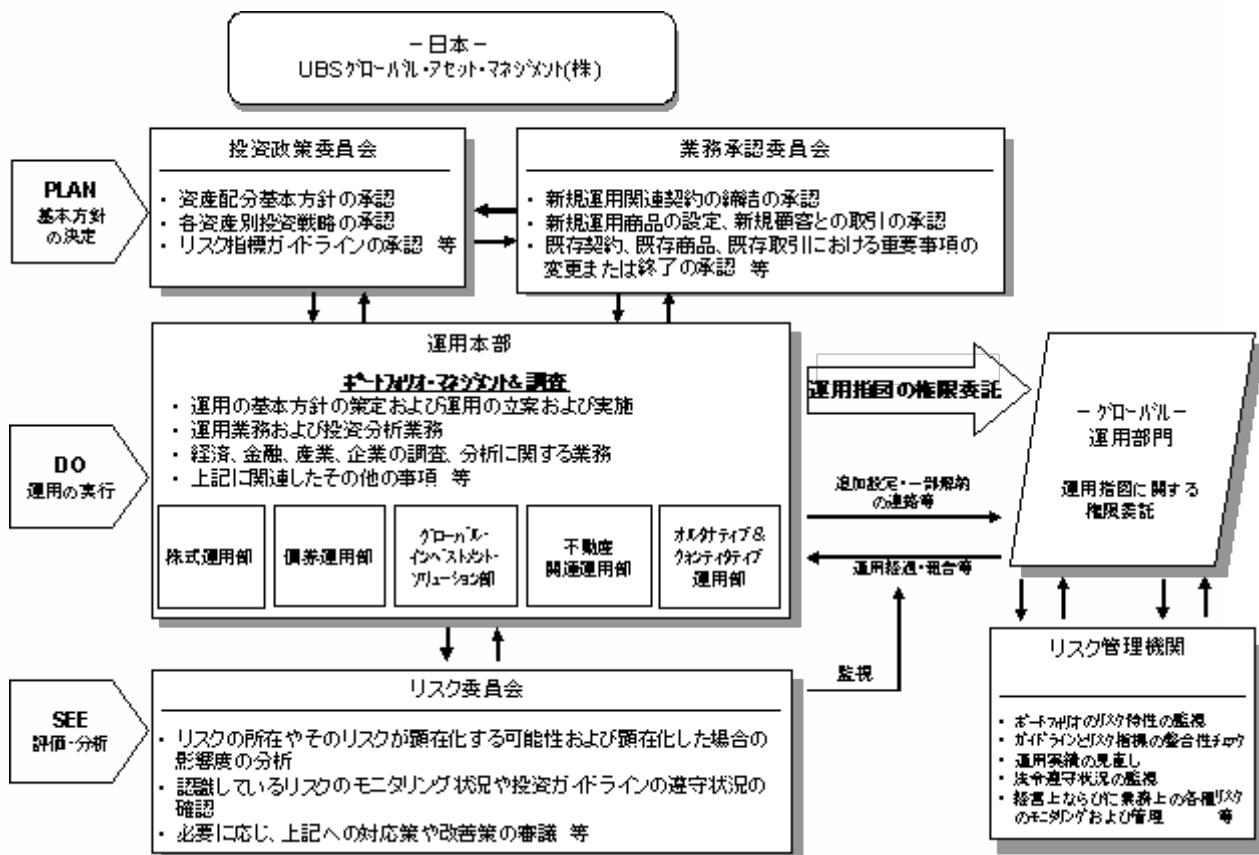
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成24年12月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年12月末日現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	ファンド数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	78	960,634
合計	78	960,634

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	科目	注記 番号			
	(資産の部)				
	流動資産				
	現金・預金	*1	3,501,780		4,527,037
	未収入金	*1	146,056		236,315
	未収委託者報酬		1,775,081		1,166,243
	未収運用受託報酬	*1	336,934		412,520
	その他未収収益	*1	543,280		755,597
	繰延税金資産		138,400		97,190
	その他		29,500		8,893
	流動資産計		6,471,034		7,203,797
	固定資産				
	投資その他の資産		621,100		533,670
	繰延税金資産		576,100	488,670	
	ゴルフ会員権		45,000	45,000	
	固定資産計		621,100		533,670
	資産合計		7,092,134		7,737,467

期別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
科目	注記 番号				
(負債の部)					
流動負債					
預り金			88,427		145,046
未払費用	*1		1,725,001		1,350,117
未払消費税			35,098		21,288
未払法人税等			683,561		337,901
賞与引当金			137,694		122,466
その他			1,085		3,249
流動負債計			2,670,868		1,980,069
固定負債					
退職給付引当金			226,539		291,417
固定負債計			226,539		291,417
負債合計			2,897,407		2,271,487
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,994,727		3,265,979
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
繰越利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
純資産合計			4,194,727		5,465,979
負債・純資産合計			7,092,134		7,737,467

(2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第16期 〔自平成22年4月1日〕 〔至平成23年3月31日〕		第17期 〔自平成23年4月1日〕 〔至平成24年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,217,542		8,948,072	
運用受託報酬	*1	1,781,675		1,523,631	
その他営業収益	*1	1,903,468		2,079,932	
営業収益計			12,902,686		12,551,636
営業費用					
支払手数料			4,505,445		4,481,341
広告宣伝費			169,891		143,998
調査費			76,555		76,822
営業雑経費			61,581		91,557
通信費		5,236		6,321	
印刷費		2,899		2,383	
協会の費		18,598		19,197	
その他	*1	34,845		63,653	
営業費用計			4,813,473		4,793,720
一般管理費					
給料			2,809,103		2,769,198
役員報酬		270,801		229,059	
給料・手当	*1	1,618,194		1,760,034	
賞与	*1	920,107		780,105	
交際費			42,685		49,888
旅費交通費			73,588		82,604
租税公課			40,230		37,564
不動産賃借料			279,923		259,656
退職給付費用			196,591		265,690
事務委託費	*1		2,040,221		1,884,416
諸経費			51,240		75,972
一般管理費計			5,533,585		5,424,992
営業利益			2,555,626		2,332,923
営業外収益					
受取利息		798		338	
為替差益		24,194		24,163	
雑収入		2,141		1,187	
営業外収益計			27,135		25,688
経常利益			2,582,762		2,358,612
税引前当期純利益			2,582,762		2,358,612
法人税、住民税及び事業税			1,264,249		958,720
法人税等調整額			△123,800		128,640
当期純利益			1,442,312		1,271,252

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		第16期	第17期
		(自平成22年4月1日) (至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日) (至平成24年3月31日)
資本金	当期首残高	2,200,000	2,200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,200,000	2,200,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	550,000	550,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	1,546,814	1,444,727
	当期変動額	△1,544,400	-
	剰余金の配当 当期純利益	1,442,312	1,271,252
	当期末残高	1,444,727	2,715,979
利益剰余金合計	当期首残高	2,096,814	1,994,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	1,994,727	3,265,979
株主資本合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979
純資産合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979

重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
6,411千円	7,876千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追 加 情 報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
現金・預金	514,565	2,685,819
未収入金	12,057	1,383
未収運用受託収益	3,932	4,044
その他未収収益	153,365	305,772
未払費用	47,495	111,449

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
運用受託報酬	9,428	3,626
その他営業収益	334,026	530,376

事務委託費	171,540	150,692
給料・手当	79,276	42,399
賞与	19,787	-
営業雑経費 その他	10,124	40,527

(株主資本等変動計算書関係)

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第17期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	<u>543,280</u>	-
資産計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	<u>683,561</u>	<u>683,561</u>	-
負債計	2,408,562	2,408,562	-

第17期(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	<u>755,597</u>	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	<u>337,901</u>	<u>337,901</u>	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	-
合計	6,157,075	-

第17期（平成24年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	-
合計	6,861,398	-

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	763,195	804,804
(2) 年金資産	<u>536,656</u>	<u>513,386</u>
(3) 退職給付引当金	226,539	291,417

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	136,961	135,018
(2) 利息費用	8,408	9,685
(3) 期待運用収益	2,537	3,112
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599	75,513
(5) 過去勤務債務	<u>40,425</u>	-
小計	187,857	217,104
(6) 確定拠出年金拠出額	306	5,741
(7) 特別退職金	<u>8,428</u>	<u>42,845</u>
合計	196,591	265,690

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.31%	1.00%

(3) 期待運用収益率

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	33,500	25,940
未払事務所税	2,400	3,120
減価償却超過額	14,800	18,230
未払事業税	53,700	26,240
株式報酬費用	208,400	217,050
退職給付引当金	351,100	251,610
賞与引当金	48,600	41,890
その他	2,000	1,780
評価性引当額	-	-
合計	714,500	585,860

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.65%	40.65%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62%	3.44%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.21%
その他	0.11%	0.20%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	44.16%	46.10%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

委託者報酬 9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,055,053千円	投資運用

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第16期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	514,565
							増加	5,274,305		
							減少	4,981,191	未収入金	12,057
							その他営業収益	334,026	その他未収収益	153,365
							運用受託報酬	9,428	未収運用受託報酬	3,932
							事務委託費	171,540	未払費用	47,495
							給料・手当	79,276		
							賞与	19,787		
							営業雑経費-その他	10,124		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券 業	なし	資産運用業 務 人件費の立 替 人件費、社会 保険料など の立替	運用受託報酬 人件費(受 取) 事務委託費 不動産賃借料	11,949 45,963 276,412 254,126	未収入金 未収運用受託報 酬 未払費用	132,611 5,004 227,983
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百 万 米ドル	サー ビス 業	なし	人件費の立 替	給料・手当	132	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米ドル	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替	給料・手当	14,864	未払費用	127
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報 酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	8百万 オース トラリ ドル	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それ に 関 する 事 務 委 託 等	その他営業収 益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万 シンガ ポールド ル	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替 資産運用業 務 に 関 する 事 務 委 託	その他営業収 益 人件費(受 取) 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポ ンド	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それ に 関 する 事 務 委 託 等	その他営業収 益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報 酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポ ンド	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替	人件費(受 取)	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それ に 関 する 事 務 委 託 等	その他営業収 益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米ドル	資産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	583,691	その他未収収益	152,478
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米ドル	資産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	437,687	その他未収収益	100,594
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報 酬	967

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業雑費用-その他	 4,896,377 2,591,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,527	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	2,685,819 1,383 4,044 305,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百万 米国ドル	サービ ス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運 用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・パーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	40百万 オースト ラリアドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万 シンガ ポールドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	16,609 56,861	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,851 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	639,715	その他未収収益	164,926
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	194,200円33銭	253,054円61銭
1株当たり当期純利益	66,773円73銭	58,854円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	1,442,312	1,271,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,442,312	1,271,252
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期別		第18期 中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,972,047
未収入金			12,088
未収委託者報酬			833,982
未収運用受託報酬			437,339
その他未収収益			645,586
繰延税金資産			211,610
その他			39,520
流動資産計			5,152,174
固定資産			
投資その他の資産			556,760
繰延税金資産		511,760	
ゴルフ会員権		45,000	
固定資産計			556,760
資産合計			5,708,934

期別		第18期 中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			41,577
未払費用			1,028,759
未払消費税			30,465
未払法人税等			586,704
賞与引当金			399,950
その他			1,432
流動負債計			2,088,889
固定負債			
退職給付引当金			250,438
固定負債計			250,438
負債合計			2,339,327
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,169,606
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		619,606	
繰越利益剰余金		619,606	
純資産合計			3,369,606
負債・純資産合計			5,708,934

(2) 中間損益計算書

期別	注記 番号	第18期中間会計期間 自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	
		内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		4,495,403	
運用受託報酬		685,878	
その他営業収益		968,085	
営業収益計			6,149,366
営業費用			
支払手数料			2,308,429
広告宣伝費			46,902
調査費			42,215
営業雑経費			39,301
通信費		3,857	
印刷費		620	
協会費		8,865	
その他		25,957	
営業費用計			2,436,848
一般管理費			
給料			1,397,494
役員報酬		118,093	
給料・手当		868,581	
賞与		410,818	
交際費			34,564
旅費交通費			39,254
租税公課			19,935
不動産賃借料			124,619
退職給付費用			91,558
事務委託費			932,464
諸経費			29,311
一般管理費計			2,669,202
営業利益			1,043,316
営業外収益			
受取利息		103	
雑収入		63	
営業外収益計			167
営業外費用			
為替差損		6,330	
営業外費用計			6,330
経常利益			1,037,153
税引前中間純利益			1,037,153
法人税、住民税及び事業税			571,036
法人税等調整額			△137,510
中間純利益			603,627

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

株主資本		第18期 中間会計期間 自平成24年4月1日 至平成24年9月30日
資本金	当期首残高	2,200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,200,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	550,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	550,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	2,715,979
	当中間期変動額	剰余金の配当 当中間純利益 △ 2,700,000 603,627
	当中間期末残高	619,606
利益剰余金合計	当期首残高	3,265,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	1,169,606
株主資本合計	当期首残高	5,465,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	3,369,606
純資産合計	当期首残高	5,465,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	3,369,606

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

注 記 事 項

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項						
配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

第18期 中間会計期間

自 平成24年 4月 1日

至 平成24年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,972,047	2,972,047	-
未収委託者報酬	833,982	833,982	-
未収運用受託報酬	437,339	437,339	-
その他未収収益	645,586	645,586	-
資産計	4,888,955	4,888,955	-
未払費用	1,028,759	1,028,759	-
未払法人税等	586,704	586,704	-
負債計	1,615,463	1,615,463	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（セグメント情報）

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日			
1. セグメント情報			
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。			
2. 関連情報			
(1) 製品及びサービスごとの情報			
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。			
(2) 地域に関する情報			
売上高			
日本	米国	その他	合計
556,420千円	733,227千円	364,315千円	1,653,963千円
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。			
なお、委託者報酬 4,495,403千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。			
(3) 主要な顧客に関する情報			
相手先	売上高	関連するセグメント名	
UBSグループ(*1)	1,097,542千円	投資運用	
(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。			
(*1) UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。			

（1株当たり情報）

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1株当たり純資産額	156,000円32銭
1株当たり中間純利益金額	27,945円70銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	603,627千円
普通株式に係る中間純利益	603,627千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成24年4月1日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成24年12月末現在)	事業の内容
UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）	3.8億スイス・フラン (約36,062百万円*)	有価証券投資サービスを総合的に、かつグローバルに行っているスイス国籍の総合銀行です。
UBSグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド	3.9百万シンガポールドル (約276百万円*)	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。
UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インク	1米ドル (約86.58円*)	

* 平成24年12月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン = 94.90円、1シンガポールドル = 70.78円、1米ドル = 86.58円）により円換算し、四捨五入して表示しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務及び一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託会社との間で投資顧問契約を締結し、当ファンドの投資顧問会社としてマザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）
委託会社の株式を100%所有しています。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成24年5月30日	臨時報告書
平成24年8月24日	有価証券届出書および有価証券報告書
平成24年8月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年1月11日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）の平成24年5月26日から平成24年11月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS ニュー・メジャー・バランス・ファンド（毎月分配型）の平成24年11月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)